

ボランティア保険 加入のすすめ

シルバーカレッジ垂水会では、地域活動部会でボランティア活動をされている方々にボランティア保険の加入をおすすめし、手続きを代行しています。

通称「ボランティア保険」とは、「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」のことです。

ボランティアが自発的に国内において他人や地域・社会に貢献するなど社会的に意義があるボランティア活動（**往復途上を含む**）を行う際に、安心して活動するため、万が一の事故に備える保険です。

- ・ **保険料（年間）** : **市民活動災害共済プラン 1名 500円**
- ・ **補償期間** : **受付翌日～年度末まで（3月31日）**

ボランティア保険の概要

1. ボランティア自身がケガをした場合の「**傷害補償**」と
2. ボランティアが他人の身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が生じた場合の「**賠償責任補償**（1事故につき支払限度額5億円）」があります。
3. ボランティア自身が、活動中（**往復途上を含む**）に傷害補償の対象とならない**疾病**で亡くなった場合、「**死亡見舞金**（給付金額10万円）」が給付されます。
4. 「**傷害補償**」の内訳は、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金等があります。

詳細は、「兵庫県ボランティア・市民活動災害共済」の説明書を参照ください。

<https://www.hyogo-wel.or.jp/public/volunteer.php>

2020年 7月

シルバーカレッジ垂水会

会長 戸島 峰光

（資料 3） 4